

1-3. ガイドライン（案）の位置付け（適用の範囲）

本ガイドライン（案）は、ランブルストリップスの設置に際して、基本的な仕様、設置位置や施工方法を示しているが、その適用にあたっては、事故発生状況や周辺道路環境等に留意し、必要に応じて交通管理者や沿道住民と協議のうえ、柔軟に対応し、運用することとする。

本ガイドライン（案）におけるランブルストリップスとは、舗装路面を削り、凹型の溝を連続して配置する切削式とし、その上を通過する車両に対し不快な振動や音を発生させ、ドライバーに車線を逸脱したことを警告する交通事故対策である。

解 説

●ランブルストリップスの意味

ランブルストリップの意味は、ランブル(rumble)が、〈車などが〉ガラガラ [ゴロゴロ] 音を立って進むことであり、ストリップス(strips)は、細長い形が続くことである。

●ガイドライン（案）で扱うランブルストリップスの定義

ランブルストリップスの形状は、施工法により、切削式、転圧式、成形式、隆起式の4種類（表1-1）に分類されるが、本ガイドライン（案）で扱うランブルストリップスは、切削式とする。

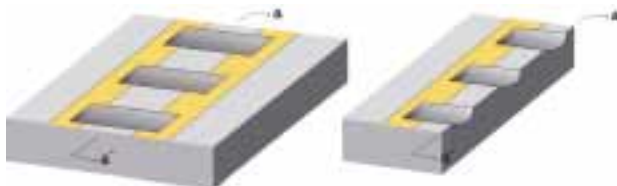


図1-3. 切削式ランブルストリップスの概念図

表1-1. ランブルストリップスの種類

呼び名	切削式	転圧式	成形式	隆起式
	Milled Type	Rolled Type	Formed Type	Raised Type
成型方法	切削機または専用機で路面を切削する	ローラーあるいは路面側に型を用意して成型する		凸型のストリップで溶着ラインや紙などを舗装路面に貼り付ける
施工時期	任意	舗設時 (As舗装)	打設時 (Co舗装)	任意